

法人税のあらましと申告の手引

令和7年10月 国税庁

(法人番号：7000012050002)

活用に当たっての留意事項

- この「法人税のあらましと申告の手引」（以下「手引」といいます。）は、令和7年10月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- 各項目の説明に関連する法令について、各項目の最後に【関係法令】として掲載しています。また、各項目の説明に関連する情報について、国税庁ホームページのリンク先を掲載していますので、これらの関係法令及びリンク先も併せてご確認ください。
（注） 関係法令については、電子政府の総合窓口（e-Gov）で提供している「[e-Gov法令検索](#)」（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）で確認することができます。
- この手引には、別冊として「[申告書作成上の留意点](#)」と「[中小企業者の判定等フロー](#)」があります。申告書の作成に当たっては、これらの別冊も併せてご確認ください。
- この手引では、法人税及び地方法人税に関する基本的な事項について説明しています。この手引や上記の別冊に記載のない項目については、「[法人税及び地方法人税の申告（法人税申告書別表等）](#)」に掲載の記載要領や、関係法令等をご確認ください。

【防衛特別法人税の創設】

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。防衛特別法人税の概要については、「[防衛特別法人税が創設されました](#)」をご確認ください。

【略語】

- ・ 法……………法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令……………法人税法施行令（昭40政令第97号）
- ・ 規則……………法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
- ・ 地方法……………地方法人税法（平26法律第11号）
- ・ 措置法……………租税特別措置法（昭32法律第26号）
- ・ 通法……………国税通則法（昭37法律第66号）
- ・ 通令……………国税通則法施行令（昭37政令第135号）
- ・ 租特透明化法……………租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平22法律第8号）
- ・ 法基通……………昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）

【 e - G o v 法 令 検 索 】



【 申 告 書 作 成 上 の 留 意 点 】



【 中 小 企 業 者 の 判 定 等 フ ロ ー 】



【 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 申 告
（ 法 人 税 申 告 書 別 表 等 ） 】



【 防 衛 特 別 法 人 税 が
創 設 さ れ ま し た 】



目次

1	法人税の基本的な仕組み	1	4	申告書の作成	20
(1)	法人税の仕組み	2	(1)	法人税申告書とは	21
(2)	納税義務者	3	(2)	法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序	22
(3)	課税所得の範囲	4	(3)	e-Tax(国税電子申告・納税システム)	40
(4)	税率	5	5	適用額明細書	42
(5)	事業年度	7	6	納付の方法	43
(6)	納税地	9	7	その他	44
(7)	青色申告	9	(1)	法人を設立したとき	45
(8)	帳簿書類の保存	10	(2)	消費税	47
2	申告の種類と内容	11	(3)	源泉所得税	54
(1)	確定申告	12	(4)	印紙税	56
(2)	中間申告	16	(5)	法人税等の取扱いに関する情報	57
3	地方法人税	17			
(1)	納税義務者及び税額の計算	18			
(2)	申告及び納付	18			
(3)	申告書の様式	19			